

## 公益法人関係税制について

公益法人改革による移行期間の満期が平成 25 年 11 月 30 日に迎えようとしています。そこで今回は、公益法人関係税制について解説したいと思います。

### 1 公益法人制度の概要

公益三法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」といいます。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）をいいます。）の施行（平成 20 年 12 月 1 日）により、従前は主務官庁が一体で実施していた法人格の取得と公益性の認定が分離され、登記により法人格が取得でき、公益性の認定については行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が認定することとされています。

この登記により法人格を取得したものが一般社団法人・一般財団法人であり、このうち申請により公益性の認定を受けたものが公益社団法人・公益財団法人となります。

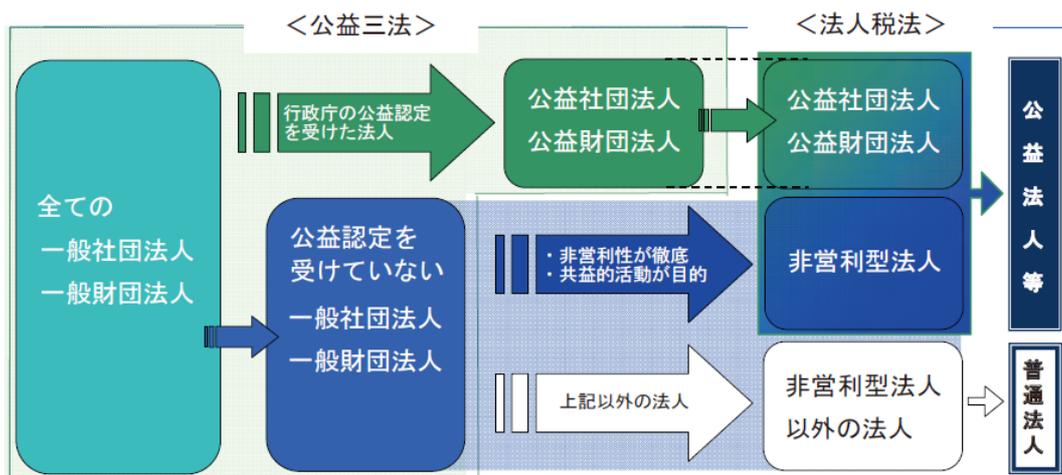
なお、公益三法の施行前の旧民法第 34 条に基づき設立された社団法人・財団法人（以下単に「社団法人・財団法人」といいます。）は一般社団法人・一般財団法人として存続し、公益三法の施行日から 5 年を経過するまでの期間（以下「移行期間」といいます。）は一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人に移行することができますが、移行期間が満了すると解散したものとみなされます（整備法 40、44～46）。

### 2 法人税法上の区分

公益社団法人・公益財団法人は、公益法人等として取り扱われることとなります（法法 2 六、別表二）。

公益性の認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人（以下単に「一般社団法人・一般財団法人」といいます。）は非営利型法人に該当するか否かでその取扱いが異なります。非営利型法人とは、一般社団法人・一般財団法人のうち、①非営利性が徹底された法人（剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること等の要件に該当する法人をいいます。）又は②共益的活動を目的とする法人（会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること、主たる事業として収益事業を行っていないこと等の要件に該当する法人をいいます。）に該当するものをいいます（法法 2 九の二、法令 3）。

非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人は、公益社団法人・公益財団法人と同様に、公益法人等として取り扱われることとなりますが、非営利型法人でない一般社団法人・一般財団法人は、普通法人として取り扱われることとなります（法法 2 五～九、別表二）。



(国税庁資料より)

なお、社団法人・財団法人で一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人に移行していないもの（以下「特例民法法人」といいます。）は、公益法人等として取り扱われることとなります（平 20 年改正法附則 10）。

### 3 課税所得の範囲及び税率

各法人の課税所得の範囲及び税率は次のとおりです（法法 4①、7、66①～③、措法 42 の 3 の 2）。

	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人・一般財団法人		特例民法法人
		非営利型法人	非営利型法人 以外の法人 《普通法人》	
課税所得 の範囲	収益事業から生じた 所得に対して課税 ただし、公益目的事 業は非課税	収益事業から生じた 所得に対して課税	全ての所得に対して 課税	収益事業から生じた 所得に対して課税
法人税率	25.5% (所得金額年800万円以下の金額は15%)			19% (所得金額年800万円 以下の金額は15%)

(国税庁資料を一部改変)

公益社団法人・公益財団法人が行う学術及び科学技術の振興を目的とする事業や高齢者の福祉の増進を目的とする事業などの公益目的事業は、収益事業に含まれないこととされているため非課税となります（法法 2 十三、7、法令 5②一、公益認定法 2 四、別表）。

## 4 寄附金税制

### (1) みなし寄附金

公益社団法人・公益財団法人が、収益事業に属する資産のうちから、その法人が行う公益目的事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされています（法法 37⑤、法令 77 の 3）。特例民法法人については、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額が、その収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされています（法法 37⑤）。

非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人については、この規定の適用はなく（法法 37④）、これは非営利型法人でない一般社団法人・一般財団法人についても同様です。

### (2) 寄附金の損金算入限度額

公益社団法人・公益財団法人の寄附金の損金算入限度額は、その事業年度の所得金額の 50%相当額とされています（法法 37①、法令 73①三イ）。

なお、上記(1)の寄附金の額とみなされる金額（以下「みなし寄附金額」といいます。）がある場合に、その事業年度の公益目的事業の実施のために必要な金額（公益目的事業に係る一定の費用の額から一定の収益の額を控除した金額をいい、その金額がみなし寄附金額を超える場合には、みなし寄附金額相当額。以下「公益法人特別限度額」といいます。）がその事業年度の所得金額の 50%相当額を超えるときは、公益法人特別限度額相当額を寄附金の損金算入限度額とする特例が設けられています（法令 73 の 2、法規 22 の 5）。

また、非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人の寄附金の損金算入限度額は、その事業年度の所得金額の 1.25%相当額であり、これは非営利型法人でない一般社団法人・一般財団法人の寄附金の損金算入限度額であっても同様です（法令 73①二）。特例民法法人については、その事業年度の所得金額の 20%相当額が寄附金の損金算入限度額となります（法令 73①三ハ）。

### (3) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした場合

公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金は、税制上優遇措置の対象となります（法法 37④、法令 77 三、所法 78②三、所令 217 三）。

法人が公益社団法人・公益財団法人に対して支出した寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特別損金算入限度額が設けられています（法令 77 の 2）。

個人が公益社団法人・公益財団法人に対して支出した寄附金については、寄附金の額の合計額のうち一定の金額を寄附金控除として所得から控除することができます（所法 78①）。また、個人が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対して支出した寄附金については、上記の寄附金控除との選択により、寄附金の額の合計額のうち一定の金額をその年分の所得税額から控除することができます（措法 41 の 18 の 3①、措令 26 の 28 の 2、措規 19 の 10 の 4）。

なお、特例民法法人で主務大臣の認定を受けたものに対して支出した寄附金については、特別損金算入限度額及び寄附金控除の適用を受けることができます（平 20 年改正法令附則 12②、平 20 年改正所令附則 13②）。

## 5 利子・配当等に係る源泉所得税

公益社団法人・公益財団法人については、支払を受ける一定の利子・配当等に係る源泉所得税が非課税とされます（所法 11①、別表一）。これは、特例民法法人であっても同様です（平 20 年改正法附則 8）。

一般社団法人・一般財団法人については、非営利型法人であるか否かにかかわらず、利子・配当等につき源泉所得税が課されることとなりますが、その課された源泉所得税（非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人の収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生じたものにつき課された源泉所得税を除きます。）は法人税から控除することができます（法法 68）。

## 6 まとめ

公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人の税制上の取扱いをまとめると次のとおりです。

	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人・一般財団法人	
		非営利型法人	非営利型法人 以外の法人
法人税法上の区分	公益法人等	公益法人等	普通法人
課税所得の範囲	収益事業から生じた所得 に対して課税 ただし、公益目的事業は 非課税	収益事業から生じた所得 に対して課税	全ての所得に対して課税
法人税率	25. 5% (所得金額年800万円以下 の金額は15%)	25. 5% (所得金額年800万円以下 の金額は15%)	25. 5% (所得金額年800万円以下 の金額は15%)
みなし寄附金	適用あり	適用なし	適用なし
寄附金の損金算入限度額	所得金額の50%	所得金額の1. 25%	所得金額の1. 25%
公益法人特別限度額の特例	適用あり	適用なし	適用なし
寄附をする側の税制上の優遇	適用あり	適用なし	適用なし
利子・配当等の源泉所得税	非課税	課税 (収益事業に属する資産 の利子・配当等につき課 された源泉所得税は所得 税額控除の適用あり)	課税 (課された源泉所得税は 所得税額控除の適用あり)

### 中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

### 中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編 (M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決</a> 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ <a href="#">株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答</a>
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。